

## 県と市町村との協議の場設置要綱

(目的)

第1条 県と市町村との協議の場（以下「協議の場」という。）は、市町村に影響を及ぼす県の施策の企画、立案及び実施について、知事並びに長野県市長会（以下「市長会」という。）及び長野県町村会（以下「町村会」という。）の代表者が対等・双方向の立場で協議を行い、もって県及び市町村の政策の効果的かつ効率的な推進を図ることを目的とする。

(構成及び運営)

第2条 協議の場は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 知事、副知事及び県の関係部長
- (2) 市長会の会長、副会長及び理事
- (3) 町村会の会長、副会長及び理事

2 協議の場の会議進行は、第1項第1号に掲げる者のうちから、知事が指定する者が行う。

(協議の対象)

第3条 協議の場において協議の対象となる事項は、次に掲げる事項のうち重要なものとする。

- (1) 県と市町村との役割分担に関する事項
- (2) 行政、財政、税制その他の地方自治に関する事項
- (3) その他県の施策に関する事項のうち、市町村に影響を及ぼすと考えられるもの

(会議)

第4条 協議の場は、毎年度5月及び11月の2回開催することを原則とする。ただし、知事、長野県市長会及び長野県町村会の会長は、必要に応じて臨時会の開催を申し入れることができるものとする。

2 協議の場において協議の対象とする事項については、その都度、県並びに市長会及び町村会が協議して定めることとする。

(協議の結果の尊重)

第5条 協議の場において協議が整った事項については、県並びに市長会及び町村会は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第6条 協議の場の事務局を総務部市町村課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議の場の運営に関し必要な事項は、協議の場に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月4日から施行する。